

発達障害者支援の課題と方向性

目次

1. はじめに	1
2. 発達障害児者を取り巻く状況	2
(1) 京都府内の発達障害者数(推計)(乳幼児期、学齢期、成人期)	
(2) 京都府における主な発達障害者支援	
3. 発達障害者支援の課題と方向性	6
(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会	6
(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築	6
(3) ライフステージに対応した支援	7
① 乳幼児期	
② 学齢期	
③ 成人期	
(4) 支援体制の整備	11
① 相談支援体制	
② 医療提供体制	
③ 福祉サービス提供体制	
(5) 人材の育成	14
(6) 発達障害の理解促進	14
(7) その他	15
(参考)	
・委員名簿	
・参考1:京都府の主な発達障害者支援	
・参考2:京都府における発達障害者関連施設等	
・参考3:発達障害者支援センター・発達障害者圏域支援センターの実績	
・参考4:発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の実績	
・参考5:保健所における令和5年度の実績	

参考資料 1～6 については、令和 7 年 3 月時点の情報に更新

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会

令和6年2月

1. はじめに

発達障害については、発達障害者支援法が平成 17 年に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する府民の理解も広がってきた。

平成 22 年には障害者自立支援法及び児童福祉法が、平成 23 年には障害者基本法が改正され、発達障害者が障害福祉サービス等の対象となることが明確にされ、平成 28 年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、「乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援」「障害の有無によって分け隔てられることの無い共生社会の実現」「家族及びその関係者を支援対象とし、情報の提供や家族が互いに支え合うための活動支援」などが明確にされた。

また、児童福祉法の改正により、平成 24 年度には、障害種別ごとの施設・事業所が一元化され、身近な地域で支援を受けられる体制が整備されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業が創設された。さらに平成 28 年度には、地方自治体に障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害児支援のサービス提供体制が計画的に整備された。

令和5年度に「こども家庭庁」が設置され、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりや、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいくこととされた。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年4月施行予定）では、市町村において、子育て世帯への包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置、児童発達支援センターを中核にした地域の支援体制の整備・強化、地域におけるインクルージョンの推進等を進めていくこととされたところである。

このような中で、京都府においては、京都府発達障害者支援体制整備検討委員会を設置し、平成25年度から5年間を目処として取り組むべき対策について、本委員会において「発達障害者支援の課題と方向性」を取りまとめ、京都府において発達障害者施策を実施してきたところである。

この度、取組から5年目を迎えるに当たり、5年間の取組の検証と、京都府の障害者基本計画と障害者福祉計画・障害児福祉計画を統合した「京都府障害者・障害児総合計画」（R6～R11 年度までの6年間、国基本指針に基づく成果目標については3年毎に見直し）との整合性も図りながら、令和6年度から令和8年度までの3年間に向けて、新たな方向性を整理し、発達障害の支援のあり方について、中長期的な視点に立って取り組むべき対策の方向性を示した本報告書を取りまとめたものである。

【令和5年度の開催状況】

	開催日	検討項目
第1回	令和5年7月 21 日	・「発達障害者支援の課題と方向性」の課題に対する対応状況と検証結果 ・発達障害児・者支援の検討の方向性について
第2回	平成5年8月 29 日	・発達障害児・者支援のあり方の検討の方向性について
第3回	令和6年2月 19 日	・「発達障害者支援の課題と方向性(案)」について

2. 発達障害児者を取り巻く状況

(1) 京都府内の発達障害児者の状況

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害児については、障害のあらわれ方や程度が多様であるが、これまでの取組や調査の結果から、発達障害児数は以下のように推計される。

① 乳幼児期

京都府における年中児スクリーニング（5歳児健診）の結果をみると、「要支援」「管理中」と判定された児童の割合は 21.3%、「園支援」と判定された児童の割合は 18.7%となっている。

※「要支援」：集団行動、対人行動及び個人行動の問題が大きく、それがしばしばみられ、集団における困り感が強い者

「管理中」：既に医療機関等を受診している者

「園支援」：個人の特性はあっても、困り感は見られないか、ごく軽微であり経過観察でよい者

年中児スクリーニングの結果（令和4年度）

管理中	10.3%	}	<u>21.3%</u>	}	40.0%
要支援	11.0%				
園支援	18.7%				
問題なし	60.0%				

上記の結果から、京都府内（京都市を含む）の就学前（3～5歳）の「要支援」「管理中」の児童数は約 12,100 人、1学年に約 4,000 人と推計される。また、京都府内の就学前（3～5歳）の「園支援」の児童数は約 10,600 人、1学年に約 3,500 人と推計される。

② 学齢期

文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果をみると、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒数の割合は小学校・中学校において 8.8%、高等学校の通常学級において 2.2%である。

知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すと学級担任等が回答した児童生徒数の割合（推計値）

〈小学校・中学校の通常学級〉（令和4年）

学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%
学習面で著しい困難を示す	6.5%
行動面で著しい困難を示す	4.7%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%

〈高等学校の通常学級〉（令和4年）

学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2%
学習面で著しい困難を示す	1.3%
行動面で著しい困難を示す	1.4%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5%

③ 成人期

厚生労働省「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）結果」の結果をみると、医師から発達障害と診断された者の数（推計）は 481 千人で、そのうち成人の数は 256 千人と推計されている。

京都府内（京都市を含む）の人口は全国の約 2 %であることから、府内の診断者数は約 9,600 人（うち成人約 5,100 人）と推計される。

(2) 京都府における主な発達障害者支援

京都府における発達障害者支援として、概ね次のような支援が行われているところである。

① 早期発見・早期療育の取組

発達障害の早期発見・早期療育の取組を進めるため、5 歳児健診における年中児スクリーニングの実施や、市町村の行う事後支援（SST（ソーシャルスキルトレーニング）、ペアレントトレーニング、園巡回等）に対して、京都府が財政支援を行ってきたところである。

※「SST（ソーシャルスキルトレーニング）」：子どもが集団生活のルールや人間関係づくりを学べるよう、ゲーム等小集団活動を実施

「ペアレントトレーニング」：ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力を育めるよう、保護者を対象とした子どものほめ方教室を実施

「園巡回」：臨床心理士や保健師等の専門職が保育所・幼稚園を巡回し、保育士等に対して必要な支援・配慮等に関する指導・助言

② 京都府関係機関

保健所においては、医師・臨床心理士による「発達クリニック」や市町村への助言・指導、市町村保健師・保育士・幼稚園教諭・教員等に対する研修等が実施されている。京都府家庭支援総合センターでは、子どもや家庭に関する総合相談やひきこもり相談等が実施されている。さらに、精神保健福祉総合センターでは、精神科デイ・ケアの一環として、発達障害専門プログラムを実施されている。

③ 発達障害の診断、診察等の医療提供体制

専門医療機関として、府立こども発達支援センター（京田辺市）及び府立舞鶴こども療育センターにおいて対応されている。

特に、府立舞鶴こども療育センターについては、平成 28 年 4 月の移転に併せ、府北部地域における発達障害児支援の拠点として整備が行われてきた。また、府立こども発達支援センターにおいては、増加する医療ニーズに対応するため、若手医師の受入による専門医師の養成等も行ってきたところである。

また、民間では花ノ木医療福祉センター（亀岡市）や、地域の医療機関等においても診断、診察対応されているところである。

その他、発達障害児への医療的支援ニーズの増加に対応するため、令和 2 年度に「京都府南部地域における発達障害児の専門医療あり方検討会」の開催や、保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築等に向けた取組も進めてきたところである。

④ 相談機関における対応

地域の相談支援事業所での受入を基本としつつ、「発達障害者支援センター」と「発達障害者圏域支援センター」が設置され、発達障害に関する電話相談、面接相談等を行ってきたところである。また、学齢期を中心とした発達障害児及びその家族に対する相談支援体制の確立に向け、平成 30 年度から、発達障害児に対し医療・福祉・相談をトータルパッケージで提供できる支援拠点として、京都府立こども発達支援センター内に「発達障害者支援センター こども相談室（愛称：ぐーちょきぱー）」を、令和元年度から「京都府立舞鶴こども療育センター」、「花ノ木医療福祉センター」にも相談機能を付加して取組を進めてきたところである。

なお、京都府では、平成 27 年 4 月に施行した「京都府障害のある人もない人もともに安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害者差別解消法で定められた差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供義務について、発達障害をはじめとした、障害当事者からの相談に個別に対応するとともに、広く府民への周知啓発活動を実施しているところである。

⑤ 地域における療育等

主に児童発達支援事業及び放課後等デイサービスでの受入が進められている。特に放課後等デイサービス事業については、様々な形態の事業が導入されており、行政による指導や従業員に対する研修等を通じ、その質の向上が求められてきた。

そのため、放課後等デイサービス事業者に対する S S T（ソーシャルスキルトレーニング）導入支援や、当事業の実践をもとにした S S T 事例集の作成等にも取り組んできたところである。

また、府立こども発達支援センターでは、支援困難度の高い高機能自閉症等の児童生徒に対し、専門職を配置した放課後等デイサービスの実施や、「発達障害者支援センター こども相談室」において、思春期の発達障害ある子どもの保護者向けの「思春期ペアレント・トレーニング」等も実施してきたところである。

⑥ 学校教育における支援

校内の支援体制を整備し、支援が必要な児童生徒一人一人の「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、障害の状況に応じて特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室などにおいて児童生徒への支援を行っている。

⑦ 就労の支援

府立京都高等技術専門校の「キャリア・プログラム科」において、発達障害者を対象として、職場での適応能力の向上、社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力の習得等を目指した職業訓練が行われている。また、京都ジョブパークに障害者を対象とした「はあとふるコーナー」が設置され、ハローワークや京都障害者職業センター等と連携して、相談助言、企業実習、スキルアップ等の総合的な就職支援が実施されている。

⑧ 発達障害児・者の支援に従事する者に向けた研修(人材養成)

地域で療育等を行う人材を育成するため、保健所単位でペアレント・トレーニングやティーチャートレーニングの研修等を実施してきたところである。

以上のような取組をまとめると、**参考 1** のとおり、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野で様々な支援が行われているところであり、府域、圏域単位で関係機関相互の支援ネットワークの構築が進められている。また、それらの支援の連携を図るため、「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用も進めてきたところである。

※「支援ファイル」：乳幼児期から学齢期、成人期まで、発達障害者の成長記録や支援内容等を記入し、とじ込んだもの。関係者が情報を共有。

「移行支援シート」：保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等への移行に当たり、発達障害者に対する支援内容や配慮事項等を記入し、移行先に引き継ぎを行うもの。支援ファイルにとじ込んでもよい。

また、発達障害の理解や普及啓発に向けた取組として、一般府民向けの公開講座や、関係団体と行政が一体となった普及啓発活動も行ってきたところである。

3. 発達障害者支援の課題と方向性

(1) 発達障害者支援によって目指すべき社会

- ・ 発達障害のある方一人一人の学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して、様々な分野の関係者が連携し、ライフステージ(乳幼児期～成人期)を通じて継続的に支援を提供するとともに、府民が発達障害への理解を深め、必要な配慮を行うことにより、発達障害のある方が主体的にその人らしく地域で働き、活動し、暮らすなど、自立と社会参加を実現できる社会を目指す。
- ・ さらに、障害のある人もない人も、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、支え合いながら、共に社会の一員として安心していきいきと暮らすことができる社会の実現を目指していく。
- ・ このため、京都府においては、保健、医療、福祉、教育、労働、市町村等と連携・協力して、今後3年間を目途として、優先順位を付けながら、以下の対策の方向性に沿って、発達障害の早期発見・早期療育、学校教育における支援、就労の支援、生活の支援、支援体制の整備、人材の育成、発達障害の理解促進等に取り組んでいく必要がある。

(2) オール京都体制の支援・連携ネットワークの構築

現状と課題

- ・ 発達障害については、府民への普及・啓発活動等を進めてきた結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。
- ・ 一方、通常学級に通う小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があるなど、発達障害児やその家族等への支援のニーズは従前よりも高まっており、支援体制を充実していく必要がある。
- ・ 発達障害児者とその家族等が、身近な地域において、年齢や特性に応じた適切な支援が受けられるように、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等の様々な関係機関が役割を整理しながら、連携・協力して、支援体制や連携体制を今まで以上に強化していく必要がある。
- ・ 京都府では、保健所が、市町村支援や関係機関連携を図っているところであり、地域特性や地域ニーズに応じた圏域ごとの支援体制が求められている。

対策の方向性

○ オール京都体制での支援・連携ネットワークの構築

- ・ 本委員会を発達障害者支援法第19条の2第1項に基づく発達障害者支援地域協議会とし、保健、医療、福祉、教育、労働、行政等の様々な機関や団体、そして府民が参加した、オール京都体制での発達障害者支援・連携ネットワークを構築する。

○ 連携会議の開催等

- ・ オール京都体制での支援・連携ネットワークの下で、関係部局の連絡会議や、課題ごとや地域ごとに関係者が具体的な解決方策等を協議する場を開催し、連携した支援のあり方の検討や課題等の情報共有を行い、関係者等の連携の緊密化を図る。
- ・ 圏域ごとに、保健所や発達障害者圏域支援センターが中心となり、地域資源、地域課題等を把握し、関係機関と共通理解を図りながら、各圏域の状況に応じた地域支援体制の整備を進める。

(3) ライフステージに対応した支援

① 乳幼児期

現状と課題

○ 市町村における早期発見・早期支援の取組

- ・ 市町村における早期発見・早期支援の取組を一層充実することができるよう、京都府としても広域的な視点で支援を行っていく必要がある。
- ・ 年中児スクリーニング(5歳児健診)については、府内の市町村(京都市を除く)が実施しており、「要支援」と判定された児童の26%強が年中児スクリーニングにおいて初めて「要支援」と判定されていることから、有効と考えられる。
- ・ 発達支援について、実施主体が、市町村だけでなく民間事業者(児童発達支援事業所等)も担っている現状を踏まえ、それぞれの役割分担や専門職を必要とする領域を見直す必要がある。
- ・ 今後、市町村において、子育て世帯への包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」や、地域における障害児支援の中核的役割を担う「児童発達支援センター」を中心とした支援体制を構築していく必要がある。
- ・ また、市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族支援の充実も求められており、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされる。
- ・ 早期発見・早期支援のための人材確保・育成については、府北部地域を始めとする人口減少に伴う一層の人材確保難が想定されることから、市町村と都道府県の役割分担を整理しながら、地域が必要とする専門職の確保・育成の取組を推進していくことが重要である。

○地域におけるインクルージョンの推進

- ・ 保育所や幼稚園の身近な場所で、発達障害のある児童が他の児童と過ごすことで共に発達をし、しいては共生社会の実現につながるよう、保育所や幼稚園等に対する発達障害の専門的支援や助言等も求められている。

対策の方向性

○早期発見・早期支援のための支援体制の充実

- ・ 市町村は、こども家庭センターを中心とした子育て世帯への包括的な支援体制及び児童発達支援センターを中心とした地域の障害児支援体制を整備するため、民間事業者との役割分担を図りながら、早期発見・早期支援のための地域支援体制の整備の充実を図る。
- ・ 発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障害児とその家族等への支援が重要であることから、各地域において、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の家族等に対する支援体制の構築を進める。
- ・ 京都府においては、市町村や児童発達支援センター等で必要となる専門職の具体的なニーズを把握し、専門職人材の育成・確保に重点化を図る。
- ・ 発達障害のある、なしに関わらず、母子保健事業からの、保護者も含めた切れ目のない支援を進める。
- ・ 地域の医療機関においても、発達障害児支援の入口部分に関わる機関として、発達障害に対する理解や保健・福祉分野等の関係機関との連携を深め、入口部分の支援体制や機能の強化を図る。
- ・ 強度行動障害等を有する児童に対して、早期の予防的支援など適切な支援ができるよう地域の支援ニーズを把握し、地域支援体制の構築を進める。

○地域におけるインクルージョンの推進

- ・ 地域の保育所等においても発達障害児への支援の充実が進むよう、合理的配慮の啓発を進めるとともに、「児童発達支援センター」による専門的な指導・助言や、「京都府幼児教育センター」からのアドバイザー派遣により、専門的支援を行い、インクルージョンを推進する。

② 学 齢 期

現状と課題

○ ライフステージを通じた一貫した支援

- ・ 就学に伴い児童の生活環境が大きく変わるため、学校生活にスムーズに適応できるよう、就学前から就学期への移行に当たり、就学前の本人の状況、支援内容、配慮事項等を小学校に適切に引き継ぐことが必要である。また、学年進級に伴い担任教員が替わるとなど環境の変化への対応や、教員が家庭を含めた生活全般を支援することは困難な場合がある。
- ・ 支援ファイル・移行支援シートの取組については、地域の現状に応じた活用がされている。

○学齢期の児童に対する相談や教育機関等による支援

- ・ 各特別支援学校に設置された「地域支援センター」が学校を通じて障害児・保護者からの相談対応等を行っている。さらに府独自に「京都府スーパーサポートセン

ター（SSC）」を設置し、専任スタッフによる相談対応のほか、医師・作業療法士・臨床心理士・教育関係者等で構成する「府専門家チーム」が専門的な相談対応等を行い、重層的な支援を行っている。

- ・ 一方で、通常学級の中でも発達障害の可能性のある児童が増加している中、支援を必要とする児童やその保護者への対応も増加しており、今まで以上に、医療・福祉・教育の連携等による支援体制の強化とともに、専門性の高い人材の育成・確保が必要である。
- ・ 幼児期とは違う対応が必要となる思春期特有の躓きに対して、困り感を持たれる保護者も多く、南部の発達障害児支援拠点（「こども相談室」）においては、思春期の発達障害ある子どもの保護者を対象に、ペアレントトレーニングを行っているところであり、思春期特有の課題をもつ家族への支援の充実も重要である。

対策の方向性

○ 幼児期から学齢期への円滑な移行と連携支援

- ・ 「支援ファイル」「移行支援シート」等のツール活用を含めた地域の状況に応じた関係機関の連携を促進する。
- ・ 引き続き、教育現場において、特別支援学級・通級による指導に学ぶ児童・生徒に個別的教育支援計画・個別の指導計画を策定と関係機関との連携による適切な支援を実施する。

○ 「包み込まれているという感覚」を実感できる学級づくり

- ・ 発達障害に係る専門的な知識と技能を有する教員の養成・配置を進めるとともに、教職員を対象とした研修の継続、拡充を図る。
- ・ 発達障害ではない児童生徒やその保護者の発達障害への理解を深めるための教育・啓発とともに、教育現場での支援方策の充実を図る。

○ 就学中のSST・スクリーニングの充実

- ・ 就学中のSSTについて、放課後等デイサービス等事業所において、地域の児童生徒を対象にSSTの視点を取り入れた発達支援を提供できるよう、SST事例集の活用や、発達障害者圏域支援センターを中心とした事業所への助言や人材育成等を進める。

③ 成人期

現状と課題

○ 就労に向けた支援

- ・ 障害者の社会参加への意欲の高まりと、地域就労支援機関（障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、特別支援学校、京都ジョブパーク等）の取組、企業の障害者雇用への理解促進により、障害者の雇用率は上昇を続けているが、発達障害者等の社会参加意欲の高まり等を反映する形で、障害者雇用の法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と、これまでになく急激に上昇する。

- ・ 一般就労を希望する発達障害者に対しては、地域就労支援機関によるカウンセリングを通じた支援計画の策定、アセスメントの実施、職業人としての基本ルールやマナーの習得、コミュニケーション能力の向上に向けた訓練や企業実習などにより、就職までの伴走支援が実施されているとともに、障害者の雇用を希望する企業への支援についても、京都ジョブパーク京都障害者雇用企業サポートセンターや障害者職業センターにおいて、障害のある方に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度等に関する提案及び先進企業の見学会や交流会などを開催し、障害者の更なる雇用拡大及び職場定着を促進している。
- ・ しかし、一般就労を希望する発達障害者等の増加にともない、地域就労支援機関における支援者の不足が深刻化しており、特に、企業実習先の開拓等に人員が配置されていない他、雇用する企業においても、サポートする人材の不足や必要な環境整備が整っていない等の課題がある。

○ 生活支援

- ・ 発達障害者が就労継続支援の障害福祉サービス等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 知的障害を伴う等により強度行動障害を有する方への支援は、障害特性を正しく理解し、早期に適切な支援を行うことが重要だが、十分な支援ノウハウや受入体制を有する事業者は数える程しかいない。
- ・ 一方、市町村において、強度行動障害を有する障害児のニーズを把握することが重要視されており、把握後の支援体制整備が必要である。

対策の方向性

○ 就労に向けた支援の充実

- ・ 一般就労を希望する発達障害者等の増加や法定雇用率の上昇にともない、障害者・企業双方の支援体制の強化を図るとともに、発達障害者の特性と、企業における業務の適性の双方に合った企業実習をマッチングしていく仕組みづくりを検討する。
- ・ 高校において、ハローワーク等と連携して、引き続き計画的・組織的な進路指導(キャリア教育)を実施するとともに、企業やNPO、教育訓練機関等と連携し、多様な職業訓練の機会を拡充するなど、一人一人の自立と社会参加を目指した取組を促進する。
- ・ また、発達障害者圏域支援センターにおいて、引き続き発達障害者から就労に関する相談を受け、必要に応じて、障害者職業センター等と連携して就労準備プログラムを行うとともに、ハローワーク、はあとふるコーナー、障害者就業・生活支援センター等の利用支援を行う。
- ・ 発達障害の疑いのある大学生に対し、本人が早期に気づき、周囲の理解を得ながら、本人の状況に応じて必要な支援が受けられるよう、支援策を検討する。

○ 生活支援の充実

- ・ 引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所等の「活動の場」の整備を推進する。
- ・ 地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。
- ・ 強度行動障害を有する児者への対応として、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。

(4) 支援体制の整備

① 相談支援体制

現状と課題

○ 発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターの役割

- ・ 発達障害者圏域支援センターは、各圏域のニーズや状況に応じて相談支援を行うとともに、関係機関の中心的役割を担っているが、市町村が設置する基幹相談支援センターや委託相談支援事業との役割が混在している状況である。
- ・ 直接の相談対応が増加している発達障害者圏域支援センターでは、市町村や事業所へのバックアップ等、センターに求められる中核機関としての機能が十分に発揮されていない。
- ・ 学齢期の相談については、地域支援センター・府スーパーサポートセンター・福祉機関等が連携しているところ。
- ・ ひきこもり当事者の自立と社会参加をサポートする「脱ひきこもり支援センター」が行う事業と連携しているところ。

対策の方向性

○ ライフステージを通じた体系的な相談支援体制の構築

- ・ 一人一人の発達障害者について、ライフステージを通じて身近な地域で発達障害の特性を踏まえた相談支援が行われるよう、相談支援事業者、発達障害者圏域支援センターが継続的に支援を行うとともに、各ライフステージに対応して、保育所・幼稚園、小・中・高校、放課後児童クラブ、障害児・者サービス事業者等の支援を組み合わせる体制を充実させる。
- ・ 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、発達支援に関する入り口としての機能を担うとともに、各地域の子育て支援機関や児童発達支援事業所等に対し、児童及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う。

- ・ 発達障害者圏域支援センターは、地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークを作り、相談支援事業所等の支援を行うとともに、困難ケースの相談支援等を行うよう、発達障害に関する専門性の向上を図る必要がある。このため、発達障害者圏域支援センターは、地域支援マネジャーとして市町村支援・事業所支援を行うことを明確にする。
- ・ 地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって地域資源の把握や圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等子育て支援機関・障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備に努める。
- ・ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。
- ・ また、学齢期の児童を中心とした寄り添い方の相談支援については、引き続き、府内の専門医療機関における初診待機期間の解消と併せ、医療、福祉、相談をトータルパッケージで提供できる「発達障害者児支援拠点」の機能強化や、教育機関との連携強化を一層促進する。

② 医療提供体制

現状と課題

- ・ 従前から、専門医療機関の初診待機期間の短縮のため、医師増員や若手医師の育成等を行ってきたところ。
- ・ しかし、発達障害に対する社会的認知が広がるとともに福祉サービスが充実し、それに伴う医療ニーズの増加により、現在も初診待機が生じている。
- ・ 初診待機期間の短縮はもとより、発達障害分野の支援体制充実のためには、安定した医療提供体制が必要であるが、小児科医・精神科医に求められる役割は多く、発達障害領域に特化した医師の確保は難しい状況である。そのため、発達障害を診断できる医師の育成とともに、地域の医療機関との連携による診療体制の整備が進む効果的な仕組みづくりが必要である。

対策の方向性

○ 発達障害の診断・診療を行う医師の育成、医療提供体制の整備

- ・ 「医療的支援を必要とする子どもと保護者が速やかに診療へ繋がる医療提供体制」及び「医師確保が困難な北部地域も含め、府全域における持続性のある医療提供体制」を目指す。
- ・ 発達障害を診断・診療できる医師の養成とともに、今後一層各地域の医療機関との連携を図るため、精神科医及び小児科医を対象に、発達障害の理解を深める機会の提供や、連携体制が進む仕組みを検討する。
- ・ 地域の医療機関においても、発達障害児支援の入口部分を担う機関として、発達障

害に対する理解や保健・福祉分野等の関係機関との連携を深め、入口部分の支援体制や機能の強化を図る。〔再掲〕

③ 福祉サービス提供体制

現状と課題

- ・ 児童発達支援事業、放課後等デイサービス等は増加してきたが、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 発達障害者が就労継続支援事業所等を利用する場合に、事業所の対応ノウハウが不十分なことがある。
- ・ 各地域の資源を適切に活用し、相談から支援まで円滑につなげ、より質の高い専門的な支援を行うことができるように、各地域において関係者の情報・課題の共有、人材の育成等を通じた地域支援体制の充実が必要である。
- ・ 知的障害を伴う等により強度行動障害を有する人について、在宅や入所施設において支援が困難となっている場合がある。

対策の方向性

○ 福祉サービス提供体制の整備

- ・ 第3期障害児福祉計画の策定等を踏まえた対応を実施。
児童発達支援センター：各市町村又は各圏域に設置
(地域の障害児の健全な発達において中核的な役割)
- ・ 引き続き、障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、就労継続支援事業所等の「活動の場」の整備を推進する。
〔再掲〕
- ・ 地域の支援体制においては、就労継続支援事業所等の発達障害に関する対応ノウハウが不十分な場合に、発達障害者圏域支援センターが中心となり、適切な生活環境や配慮等に関する助言を行う。〔再掲〕
- ・ 強度行動障害を有する児者への対応として、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の趣旨を踏まえ、「京都式強度行動障害モデル事業」を見直し、地域での支援体制の充実を図るための方策を検討する。〔再掲〕
- ・ 災害時にも避難生活で発達障害者に適切な配慮がなされるなど、自閉症等発達障害特有の障害特性への配慮に必要な支援体制を確保する。

(5) 人材の育成

現状と課題

- ・ 発達障害のある子どもに対して、障害特性や発達段階に応じた適切な療育等の提供が必要となるが、そのためには十分な知識・経験を有する人材が必要となる。

- ・ 今後、各市町村において家族支援の充実が求められることに加え、ペアレントトレーニング等プログラムの実施が出来る人材の養成が必要とされているところ。

対策の方向性

○各地域や関係機関で必要となる人材育成・確保

- ・ 市町村との役割分担を整理しつつ、早期発見・早期支援に対する京都府の取組は地域で必要とされる専門職の育成・確保を重点化する。
- ・ 今後の人材育成・確保のあり方について、各職能団体(京都府臨床心理士会、京都府作業療法士会、京都府言語聴覚士会)と連携しながら、各職種の状況に応じた人材確保策を検討し、実施する。その際、市町村等の具体的な人材ニーズを把握し、専門人材を必要数確保する目的で検討する。
- ・ 地域支援マネジャーは、地域診断の視点をもって圏域課題を明らかにし、市町村・保育所等の子育て支援機関、障害福祉サービス事業所等への指導・助言、各種支援を通じた地域の人材育成等により、地域の支援体制の整備に努める。〔再掲〕
- ・ 発達障害者支援センターはばたきは、発達障害者圏域支援センターを束ねる専門機関として、困難ケースへのスーパーバイズを担うとともに、職能団体と連携して、各地域で必要となる専門職育成等の役割を担う。〔再掲〕
- ・ 発達障害者支援センターはばたきが実施している医療職向け研修は、ニーズが高いことから継続して実施する。

(6) 発達障害の理解促進

現状と課題

- ・ 発達障害者支援法の施行以降、府民への発達障害に関する普及・啓発等を進めてき結果、発達障害に関する認知や理解は一定進んだものと考えられる。
- ・ 一方、通常学級における小・中学校の児童生徒の8.8%が発達障害の可能性があるなど、支援を必要とする者は増加傾向にあること、また、発達障害は虐待、いじめ、不登校等の二次障害につながるケースがあり、また、本人・保護者の障害受容を進めるためにも、日常生活において児童生徒が通う子育て支援機関・教育機関、企業等において、発達障害の正しい理解が重要である。

対策の方向性

○ 発達障害に関する周知啓発

- ・ 発達障害者を社会全体で見守り、府民が必要な配慮を行うことができるよう、発達障害の理解促進を図るための普及啓発のための取組を行う。また、発達障害者を雇用する企業の事例について周知啓発を行う。その際、研修や講演会等について、それぞれの実施主体がばらばらに実施するのではなく、横の連携に留意しながら行う必要がある。

- ・ 発達障害者が生活の中で関わる機会の多い行政や企業の職員が、発達障害の理解を深め、必要な配慮を行うことができるよう、業種別の研修の開催を検討する。その際、発達障害以外の障害も含め、それぞれの障害の特性や必要な配慮等を学ぶことのできる研修とする必要がある。
- ・ 共生社会実現に向け、特別支援教育に対する地域社会の理解を促す機会を拡充するとともに、交流及び共同学習を充実するなど、障害の有無にかかわらず、誰もが共に暮らす社会を目指した取組みを推進する。

○ 発達障害者や家族の支援

- ・ 発達障害者・家族が地域で孤立せず、発達障害者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、ペアレントメンターの養成など、発達障害者・家族会の活動支援を推進する。
また、子育てフェスタ等の一般的な子育て支援の場において、発達障害者の保護者等に、ペアレントメンター等の発達障害者の子育てを経験した者が自らの経験等を伝える取組みを推進する。

(7) その他

- ・ 「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例」や京都府障害者・障害児総合計画をはじめ保健医療計画、地域防災計画、子育て支援事業計画など各種の計画やそれらに基づく施策の実施に当たって、発達障害者支援の課題や方向性と整合が図られるように働きかける。

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会 委員名簿

(敬称略:五十音順)

氏 名	所 属 団 体
相澤 雅文	京都教育大学特別支援教育臨床実践センター教授
浅野 徹	京都府教育委員会特別支援教育課長
荒木 穂積	立命館大学大学院人間科学研究科教授
禹 満	京都府医師会副会長
太田 裕樹	京都府言語聴覚士会理事
大畠 成恵	京都府特別支援学級設置学校長会(京丹後市立長岡小学校長)
大前 恵子	一般社団法人京都府自閉症協会副会長
加藤 寿宏	関西医科大学リハビリテーション学部 京都府作業療法士会
古泉 誠司	京都府臨床心理士会理事
坂井 幸一郎	京都府町村会(井手町高齢福祉課長)
新谷 正樹	京都障害者職業センター主任障害者職業カウンセラー
豊岡 真希	京都府スーパーサポートセンター総括主事
長谷川 浩	京都労働局職業安定部職業対策課課長
樋口 幸雄	京都ライフサポート協会理事長
富治林 順哉	京都府市長会(宇治市障害福祉課長)
堀 忍	京都府山城北保健所地域統括保健師長
棕本 有加里	京都府公立幼稚園園長会(舞鶴こども園長)
森本 昌史	京都府立医科大学看護学科医学講座小児科学教授
渡邊 由佳	京都府発達障害者支援センターはばたき センター長

オブザーバー

北垣 正政	京都市保健福祉局障害保健福祉推進室施設福祉課長
-------	-------------------------

(令和6年2月現在)